健全化判断比率等の対象について

(地方公共団体財政健全化法) 〇射水市の会計区分 実 質 普通会計 赤 一般会計 〇一般会計 (一般会計等) 字 比 連結 地 方 〇 国民健康保険事業 実 公共 質 特別会計 実 〇 後期高齢者医療事業 赤 質 団 〇 介護保険事業 字 公 体 〇 水道事業 将 比率 来 〇 下水道事業 資 公営事業 費 負 金 会計 X1 比 〇 病院事業 担比 う 不 法 公営企業 足比 適 率 •公営企業会計 ごとに算定 一部事務組合 · 広域連合 地方公社・第三セクター等

^{※1 「}法適」は、地方公営企業法の適用の有無をいう。